

大分市赤ちゃんの駅登録事業実施要綱を次のように定める。

平成28年 1月 15日

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市赤ちゃんの駅登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児を連れた保護者が外出時において気軽に立ち寄り、授乳又はおむつ替えをする場所等を提供することができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録することにより、子育て環境の整備を促進するとともに、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的として実施する大分市赤ちゃんの駅登録事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、授乳又はおむつ替えを必要とする乳幼児（おおむね3歳未満の児童をいう。以下同じ。）及びその保護者とする。

(登録対象施設)

第3条 赤ちゃんの駅の登録の対象となる施設は、市内の公共施設又は民間施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 授乳又はおむつ替えができる場所、設備等を無料で提供することができること。
- (2) ミルク用のお湯の提供する場合にあつては、乳児用調整粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドラインについて（平成19年6月5日付け食安基発第0605001号、食安監発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、監視安全課長通知）の規定に従って提供することが

できること。

(3) 青少年の健全育成を妨げるおそれのある施設でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2

号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する施設でないこと。

（登録）

第4条 赤ちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者（以下「申請者」とい

う。）は、場所、設備等を提供することができる日及び時間（以下「提供日時」

という。）その他必要な事項を記載した大分市赤ちゃんの駅登録申請書（様式第

1号）に大分市赤ちゃんの駅登録事業実施要件確認書（様式第2号）を添えて市

長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、現

地確認等を行った上で、前条各号の要件を満たすと認めるときは、当該申請に係

る施設を赤ちゃんの駅として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により赤ちゃんの駅の登録をしたときは、大分市赤ちゃん

の駅登録通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、表示用ステッ

カー（様式第4号）等を交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、本市の施設に係る赤ちゃんの駅の登録については、

市長が別に定める。

（登録内容の変更等）

第5条 前条の規定により赤ちゃんの駅として登録を受けた施設（以下「登録施

設」という。）の管理者は、登録した内容を変更し、又は登録を廃止しようとする

ときは、大分市赤ちゃんの駅登録内容変更・廃止届（様式第5号）を市長に提出

しなければならない。

2 市長は、登録施設又は登録施設の管理者が、法令に違反したとき、第3条各号の要件を満たさないことが明らかになったとき、又は赤ちゃんの駅として適当でないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、理由を付して大分市赤ちゃんの駅登録取消通知書（様式第6号）により、当該取消しに係る施設の管理者に通知するものとする。

（表示用ステッカー等の掲示）

第6条 登録施設の管理者は、市長が交付する表示用ステッカー等を施設の出入口その他赤ちゃんの駅を利用する者（以下「利用者」という。）の目に付きやすい場所に掲示するものとする。

2 登録施設の管理者は、表示用ステッカー等が破損又は劣化した場合は、市に交換を申し出るものとする。

3 登録施設の管理者は、登録を廃止し、又は取り消されたときは、当該日以降、表示用ステッカー等を掲示してはならない。

（施設の管理及び利用の制限等）

第7条 登録施設は、赤ちゃんの駅をその管理者の責任において管理するものとし、当該管理者は、利用者の安全確保について、十分に配慮するものとする。

2 登録施設の管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、提供日時においても赤ちゃんの駅の利用を制限し、又は利用者に退去を命ずる等必要な措置を講ずることができる。

(1) 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。

- (2) 利用者が、登録施設の管理者の指示に従わなかったとき。
- (3) 登録施設の都合により、提供日時における赤ちゃんの駅の利用を臨時的に休止するとき。
- (4) その他施設管理上の支障があるとき。

(実施状況の報告)

第8条 市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ、事業の実施状況について報告を求めることができる。

(個人情報の保護)

第9条 登録施設の管理者は、この事業に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。登録を廃止し、又は取り消された後においても同様とする。

2 登録施設の管理者は、この事業に関して個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適切かつ公正な手段により行わなければならない。

3 登録施設の管理者は、この事業に関して知り得た個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。